

あすか訪問リハビリテーション 利用料金

基本報酬部分

1回20分につき

サービス内容	負担額
介護予防訪問リハビリテーション	298円
訪問リハビリテーション	308円

加算報酬部分

加算名称	負担額
サービス提供強化加算	6円/回
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日
認知症短期集中リハビリテーション加算	240円/日
退院時共同指導加算	600円/回

上記表は自己負担割合が1割の場合となります。

- 1日のうちに連続して40分以上のサービスを提供した場合は2回分として算定します。
- 訪問リハビリテーションは1週に6回を限度として算定します（退院・退所日から起算して3ヶ月以内の場合は最大1週に12回まで実施可能です）
- 短期集中リハビリテーション実施加算は退院日（退所日）もしくは要介護（要支援）認定日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に算定します。（2回／週以上、1日20分以上実施）
- 認知症短期集中リハビリテーション加算は認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された際に退院日(退所日)又は訪問開始日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションをおこなった場合に算定されます。（1週に2回を限度）
- 介護予防訪問リハビリテーションは利用開始月から12カ月を超えた場合、30単位／回減算になります。（減算を行わない基準を満たさない場合）
- 退院時共同指導加算は入院中の人が退院する際に訪問リハビリテーション事業所の医師又は療法士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に初回の訪問リハビリテーションを行った場合、退院につき1回限り算定されます。